

## 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（間接）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（間接）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保することを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、間接補助事業に要する同表の第4欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（同表第5欄に定める額を限度とする。）と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「算定基準額」という。）に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第7欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第8欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （流用の禁止）

第4条 別表の第2欄に掲げるそれぞれの事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

### （交付申請の時期等）

第5条 間接補助事業のうち本補助金の交付申請を受け付ける事業及び当該交付申請の期限は毎年度知事が別に定めるものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第10欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

第6条の2 補助事業は交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事が別に定める事業については、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、知事が別に定める事業については、交付申請年度の4月1日から前条による交付決定の日の前日までの日に補助事業者が着手した場合についても、補助の対象とする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助事業ごとに別表の第9欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第9欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日(ただし、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日が間接補助事業年度の3月26日から3月31日の場合は翌年度の4月25日)

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月25日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第11欄に掲げるものとする。

3 規則第17条第3項の報告は、当該年度中に補助事業等が終了しないことをあらかじめ承認している場合に限り、当該年度の翌年度の4月25日までに様式第5号によって行うものとする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
- 6 第6条の2第1項ただし書の規定により、知事が別に定める事業については、交付申請年度の4月1日から第6条による交付決定の前日までの日に補助事業が完了した場合、規則第17条第1項の規定による報告は、本条第1項第1号の規定に関わらず、別途、知事が定める期限までに行わなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具
  - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自らに収入があったときは、当該収入があったことを知った日から1か月以内に知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（補助金の返還）

第15条 知事は、次の号に該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1）事業が完了しないとき、又は事業の実施が不相当と認められるとき。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月7日から施行し、令和7年度の間接補助事業から適用する。
- 2 令和7年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月15日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。ただし、要綱第3条第2項の改正は、令和7年度の補助事業から適用する。
- 2 令和8年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。

別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第9条、第11条関係)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
事業分類	間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	基準額	間接補助率	間接交付主体	補助率	間接補助事業の重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
②居宅等における医療の提供	中山間地域の訪問看護体制確保支援事業	指定訪問看護ステーション	中山間地域の利用者への訪問看護の提供に係る経費で以下の(1)～(3)に該当するもの (1)申請の前年度2月から申請年度1月までの訪問である (2)訪問看護ステーションから訪問先までの所要時間が片道30分以上1時間未満である (3)診療報酬の「特別地域訪問看護加算(訪問看護基本療養費)」の算定の対象外である	中山間地域への訪問件数×2,000円	10/10	県看護協会	10/10	・間接補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2-1号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類
②居宅等における医療の提供	訪問看護の複数名訪問支援事業	指定訪問看護ステーション	利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護を行う場合の経費(申請の前年度2月から申請年度1月までの訪問で、利用者等からの同意が得られないために診療報酬の加算が適用されない場合に限る)	複数名訪問回数×2,250円	10/10	県看護協会	10/10	・間接補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	様式第1号 様式第2-2号 様式第3号 支出額の根拠となる書類 支払を証明する書類